

第52回 農業資材審議会農薬分科会

第 5 2 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時：令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

場所：農林水産省消費・安全局第 1 会議室

（W E B 会議形式の併用開催）

時間：1 3：3 0～1 4：2 5

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について
- （2）農薬取締法第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・プロスルホカルブを有効成分として含む農薬（再評価）
- （3）農薬取締法第 39 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について
 - ・アシノナピルを有効成分として含む農薬（登録の変更）
 - ・オキサジアゾンを含む農薬（再評価）
 - ・クレソキシムメチルを含む農薬（再評価）
 - ・ジフルメトリムを含む農薬（再評価）
 - ・シモキサニルを含む農薬（再評価）
 - ・テフルベンズロンを含む農薬（再評価）
 - ・フェントエート（別名 P A P）を含む農薬（再評価）
 - ・フルベンジアミドを含む農薬（再評価）
- （4）農薬取締法第 4 条第 1 項第 11 号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部改正について（報告）
- （5）農薬取締法施行規則の一部改正について（報告）
- （6）その他

3. 閉 会

午後１時３０分 開会

○宇井室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第52回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の宇井でございます。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会は、会議室とウェブ会議形式の併用開催といたします。また、公開で開催するというので、傍聴の方々にも御参加いただいております。ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにいただければ幸いです。

発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の挙手のアイコンを押していただきまして、順にお願いしたいと存じますが、急を要する場合など必要があれば、座長からの合図を待たず、御自身でミュートを外して御発言いただいても構いません。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスを御利用いただけますと幸いです。

万が一、回線のトラブルが発生した場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡いただけますと幸いです。

さて、本年６月、農業資材審議会農薬分科会委員の先生方に一部改選がございました。御紹介させていただきます。

臨時委員として御審議いただいております中村委員が御勇退されまして、新たに横井委員に御就任いただくことになりました。

横井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○横井臨時委員 ありがとうございます。筑波大の横井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇井室長 なお、分科会長は引き続き夏目委員にお務めいただくことを先生方にお認めいただいております。また、分科会長代理につきましても、夏目委員から引き続き櫻井委員を御指名いただいておりますので、両先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日御出席いただいております委員の先生方を御紹介させていただきます。

有江委員でございます。

- 有江委員 有江でございます。よろしくお願いいたします。
- 宇井室長 岩田委員でございます。
- 岩田委員 岩田です。よろしくお願いいたします。
- 宇井室長 郷野委員でございます。ウェブでの御参加です。
- 郷野委員 よろしくお願ひします。
- 宇井室長 五箇委員でございます。五箇委員もウェブでの参加です。
- 五箇委員 よろしくお願ひします。
- 宇井室長 栗形委員でございます。ウェブでの御参加でございます。
- 栗形委員 よろしくお願ひいたします。
- 宇井室長 櫻井委員でございます。
- 櫻井委員 櫻井です。よろしくお願いいたします。
- 宇井室長 夏目委員でございます。
- 夏目委員 夏目です。よろしくお願いいたします。
- 宇井室長 平沢委員でございます。
- 平沢委員 平沢です。よろしくお願いいたします。
- 宇井室長 美谷島委員でございます。ウェブでの参加です。
- 美谷島委員 美谷島です。よろしくお願いいたします。
- 宇井室長 山本委員におかれては、後ほどウェブで入られるということでございます。
- 続きまして、秋森委員でございます。
- 秋森臨時委員 よろしくお願ひいたします。
- 宇井室長 天野委員でございます。
- 天野臨時委員 よろしくお願ひいたします。
- 宇井室長 井岡委員でございます。
- 井岡臨時委員 井岡です。よろしくお願いいたします。
- 宇井室長 木幡委員でございます。
- 木幡臨時委員 よろしくお願ひ申し上げます。
- 宇井室長 増村委員でございます。増村委員もウェブでの御参加です。
- 増村臨時委員 よろしくお願ひします。
- 宇井室長 三浦委員でございます。三浦委員もウェブでの御参加になります。
- 三浦臨時委員 よろしくお願ひいたします。

○宇井室長 横井委員でございます。横井委員もウェブでの御参加です。

○横井臨時委員 よろしく願いいたします。

○宇井室長 本日は、現時点におきまして、委員の方、臨時委員の方を含めて、16名の方に御出席いただいております。山本委員が御出席されますと17名の御出席となります。久城委員、水口委員、大井田委員におかれましては、本日御欠席と伺っております。

本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されてございます。本日は委員と臨時委員を合わせて20名のところ、現在のところ16名の御出席をいただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

さて、本日、委員改選後、初めての分科会でございますので、ここで事務局を代表いたしまして、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長の石岡より御挨拶申し上げます。

○石岡課長 農産安全管理課長の石岡でございます。

委員の先生方におかれましては、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から農業行政の推進に御意見、御指導いただいておりますことを改めてこの場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。

先ほど御紹介ございましたとおり、本年6月に委員の改選がございまして、これまで蜜蜂部会などで御活躍いただきました中村臨時委員が御勇退されまして、新しく横井先生に臨時委員に御就任いただいたということになります。

横井先生におかれましては、これまでも蜜蜂部会の方で参加いただいておりますので、引き続き専門的な立場から御指導、御意見いただけたらと思っておりますのでございます。

また、再任の先生方におかれましても、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

改めて申し上げるまでもなく、農業は食料安全保障の確保に非常に重要な資材であるということで、農業の安全性をより一層向上させるということと、それを安定的に供給していくということを国としてしっかりと進めていく必要があります。我々としましても、しっかりと科学的知見に基づいて措置をしていくということと、正確な情報発信をすること、そして、丁寧に説明していくこと、こういったことが非常に重要であると考えております。

この農業資材審議会におきましても、それぞれ専門的なお立場から各農業について御意見、御指導いただくことが今後ますます重要になってくると思いますので、委員の先生方におかれましては、これまでと変わらず、どうぞ積極的に御意見いただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日も幾つか評価が終了する剤がございますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日、改選後初めての分科会ですので、一言御挨拶させていただきました。それでは、よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、議事に入ります前に、資料について御説明申し上げます。

本日の農薬分科会におきましても、対面で御参加いただいている委員の皆様には、資料及び参考資料共に、紙での配布に代えまして、電子ファイルを収載したタブレットを御用意しております。配布資料一覧のPDFファイルに各議題の資料へのリンクを設定しておりますので、議題ごとに該当するファイルをお開きいただきまして、御覧いただきますようお願いいたします。

なお、不具合等のトラブルが生じた場合には、随時事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事の進行は、夏目分科会長にお願いしたいと存じます。夏目分科会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○夏目分科会長 本日は、皆様御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。分科会長の夏目でございます。

今回は委員の改選後の初めての分科会ということで、新たに委員に御就任された先生方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

今回も農薬分科会の会議室とオンラインによる併用で開催いたします。進行中にシステム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合には事務局に対応いただきますので、あらかじめ御承知おきくださるようよろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会、生物農薬評価部会、検査法部会の5部会に所属する委員、臨時委員、専門委員につきましては、農業資材審議会令第6条第2項の規定により、分科会長が指名することとされておりますので、指名と併せて御紹介いたします。

資料2を御覧ください。3ページが農薬原体部会委員名簿でございます。今回の改選で新たに御就任いただく委員及び専門委員はいらっしゃいません。なお、農薬原体部会の委員の皆様には、7ページに名簿を掲載しております検査法部会の審議にも携わっていただきます。

次に、4ページの農薬使用者安全評価部会委員名簿でございます。今回の改選により新たに藤堂委員に専門委員として御就任いただき、本部会の審議に御参画いただきます。

5ページの農薬蜜蜂影響評価部会でございます。中村純委員が御勇退され、横井委員には専門委員から臨時委員として御就任いただくことになりました。また、新たに中村佳子委員及び

並木委員に専門委員として御就任いただき、本部会の審議に御参画いただきます。

続きまして、6ページの生物農薬評価部会名簿でございます。今回の改選で新たに御就任いただく委員及び専門委員はいらっしゃいません。

お目通しいただきましたでしょうか。

特に御異議がないようでしたら、このようなメンバーを指名させていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございます5つの議題について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

まず、最初の議題であります農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方についてです。

今般、委員の改選がありましたことから、現行の試験要求通知の全体像について、事務局、農薬対策室の西岡課長補佐より説明をお願いいたします。

○西岡課長補佐 農薬対策室の西岡と申します。よろしくお願いいたします。

議題(1)については、資料3から5までを用いて説明させていただきます。

まずは資料3を御覧ください。

資料3、こちらは微生物農薬、天敵農薬以外の農薬の登録申請において提出すべき資料について定めた局長通知となっております。

資料3の1ページを御覧ください。中ほど、第1として、提出が必要な試験成績について記載してございます。中ほどに第1の1としまして、農薬及び農薬原体の組成に関する試験成績、2として、物理的・化学的性状に関する試験成績、ページをめくっていただきまして、2ページ目中ほどに3、4としまして、薬効、薬害に関する試験成績、続いて、5、人に対する影響に関する試験成績、ページをめくっていただきまして、3ページ目、中段より下になります。6、7としまして、植物及び家畜の代謝や残留に関する試験成績、次にページをめくっていただきまして、次のページの上からになります。8として、環境中における土壌や水中における動態や残留に関する試験成績、続いて、中段になりますけれども、9になります。生活環境動植物や家畜であるミツバチに対する影響に関する試験成績、ページをめくっていただき、次、5ページ目になります。5ページ目の中段から10、分析法に関する試験成績、11、公表文献、12、農薬の見本検査に関する資料、こちらまでが試験項目となっております。

続いて、その下になります。第2になりますけれども、試験成績ごとの提出条件について、表1から12までに記載してございます。ページとしましては、その次のページ、めくっていただきまして、こちらから表1、試験成績ごとに試験条件、提出条件について決めてございます。こちらが結構ページ数としてはございまして、31ページまでこちらのような表の形でまとめて条件を定めております。個別の試験項目についての説明は割愛させていただきます。

31ページの表12が最後となっております。

32ページ目以降になります。第3としまして、試験方法や被験物質、試験施設などについて記載してございます。こちらが35ページ目まで続いておりまして、35ページ目、下から第4が始まります。試験成績の代替について、第5として、資料の保存について、そして、43ページ目以降になります。第3のところでお説明させていただきました試験方法ですけれども、具体的な試験方法の詳細につきましては、43ページ以降に記載してございます。

試験方法の詳細ですとか、試験をほかのガイドラインに基づき実施する場合においては、そのガイドラインの番号、主にOECDの化学品のテストガイドライン等の試験方法の番号を記載してございます。こちら、200ページ以上続いております。

こちらの通知に関しましては、昨年度、第50回の農薬分科会でも御説明申し上げました内容で、本年3月31日に通知改正を行っております。改正内容は、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会、これらの部会の検討結果を踏まえまして、新たな知見などを反映し、評価方法を変更ないし精緻化し、それらを反映してございます。

そのほか、薬効、薬害、作物残留試験成績について、試験要求を明確化するなどの内容の改正も行っております。

資料3については以上となります。

続きまして、資料4について説明させていただきます。

こちらは微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について定めた局長通知となっております。構成としましては、先ほどの通知と大きく変わらない構成となっております。

2から3ページ目に提出すべき資料の具体的内容として、試験項目を記載してございます。

微生物農薬については、化学農薬と異なり、生残性、感染性、増殖性などの懸念があるため、これらを確認するような試験項目となっております。

また、評価については、Tier制で行うこととなっており、第1段階の試験で影響があった場合に、高次の試験で評価することとなっております。こちらにつきましても、前回の第51回農薬分科会で御説明申し上げました内容で本年7月1日付けで通知改正を行っております。改正

した内容は、主に公表文献の収集、選択の手順について、これまで化学農薬に準じて行うこととしていたところ、生物農薬評価部会の検討を踏まえ、微生物農薬として適切にこれらを行えるよう改正してございます。

その他、有効成分がバキュロウイルス、またバクテリオファージの場合のデータ要求について、得られた知見やOECDの評価ガイダンス、こちらも踏まえ、明確化するよう改正しております。

微生物農薬の通知については、以上となります。

続きまして、資料5について説明させていただきます。

資料5につきましては、天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について定めた局長通知となります。構成としましては、大きな項目は微生物農薬と同様の構成となっており、2ページ目に2として提出すべき資料の具体的内容を記載してございます。これらの項目について、文献や調査結果などを提出いただくこととなります。

天敵農薬については、特にほかの農薬と比較しまして、天敵生物の移動性や分散性、分散した先での定着性といった情報を提出いただくというのが特徴となっております。こちらの通知に関しましても、微生物農薬の通知同様に、今年度の第51回の農薬分科会で御説明申し上げました内容で、本年7月1日付けで通知改正を行っております。

改正した内容は、公表文献の収集、選択の手順について、これまで化学農薬に準じて行うこととしていたところ、生物農薬評価部会の検討を踏まえまして、天敵農薬として適切にこれらを行えるよう改正しているところです。

農薬の登録及び再評価においては、農薬の有効成分の種類に応じて、それぞれの通知に従って提出された試験成績や資料について評価を行っていくことになります。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

資料3から5までを通して、何か御不明な点等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

特に疑問等ありませんか。よろしいですかね。

それでは、この件については以上でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、次に移らせていただきます。

二つ目の議題であります農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬

分科会の意見についての審議に入ります。

まずは利益相反の状況について、事務局より御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様方に利益相反の状況について確認させていただきました。

その結果、岩田委員及び秋森委員より御審議いただく全ての剤に対しまして、利益相反のお申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（２）の審議を行います。

令和５年９月21日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。プロスルホカルブを有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 事務局の石原でございます。

それでは、資料６を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただきまして、御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

１ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査、審議が終わりまして、分科会に報告する成分となります。令和４年９月に試験成績等の資料を受理いたしまして、各部会で御審議いただいた成分でございます。

次のページ、２ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報をまとめてございます。化学名、構造式の基本的情報はこちらに記載のとおりとなっております。本剤、プロスルホカルブは、再評価として資料が提出されたものでございます。初回の登録年は平成22年、2010年、用途は除草剤で、適用作物はばれいしょ、たまねぎ、麦類、とうもろこしでございます。

再評価に係るプロスルホカルブを有効成分として含む農薬につきましては、10ページの別紙１の表にまとめたとおり、三つの製剤となっております。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を栗形委員から御報告いただきます。よろしくお願いします。

○栗形委員 農薬原体部会委員の栗形でございます。よろしくお願いいたします。

部会を代表いたしまして、プロスルホカルブの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料6の3ページ、①を御覧ください。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるプロスルホカルブに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、980 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のプロスルホカルブの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分プロスルホカルブのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び平行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が997～1003 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 栗形委員、ありがとうございます。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。

部会を代表いたしまして、プロスルホカルブの審議結果の御報告をさせていただきます。

資料6の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定について御報告いたします。

AOELの設定に当たり、各毒性試験で得られたプロスルホカルブの無毒性量のうちの最小量は、ラットを用いた2世代繁殖毒性試験の親動物の雄における遠位曲尿細管過形成に基づく無毒性量0.48 mg/kg体重/日でしたが、より長期の試験であるラットを用いた2年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験の雌の体重増加抑制等に基づく無毒性量0.5 mg/kg体重/日を、用量設定の違いも考慮して、AOELの設定根拠とすることが妥当と判断いたしました。

これらのことから、ラットを用いた2年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験の無毒性量0.5 mg/kg体重/日を経口吸収率67.0%で補正し、安全係数100で除した0.0034 mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

次に、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定についてです。

プロスルホカルブの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の母動物の体重減少等に基づく無毒性量10 mg/kg体重/日でした。この無毒性量を根拠として、AOELと同様に経口吸収率67.0%による補正を行い、安全係数100で除した0.067 mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

プロスルホカルブを有効成分として含む農薬、先ほどの別紙1について、適用病虫害雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定いたしました。

なお、経皮吸収率は、乳剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化いたしました。その結果、推定した暴露量はAOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。よろしくをお願いします。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。

部会を代表いたしまして、プロスルホカルブの審議結果について、概要を報告いたします。

資料6の5ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された2種の室内毒性試験の半数致死量より、資料6の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②ですけれども、毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性共に、半数致死量であるLD₅₀の値が基準としております11 μg/bee以

上であったため、注意事項は要しないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、プロスルホカルブは、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫単回接触毒性のLD₅₀値が11 μg/bee以上であること及び成虫単回接触毒性以外のLD₅₀の値が超値であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とはせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、「申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはない」と判断しました。

プロスルホカルブの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局より6ページ目の5、農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料6の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの表の6ページから9ページまで記載しております。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたプロスルホカルブの再評価について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

御質問、御意見等ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配布をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配布)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和5年9月21日付け5消安第3427号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、プロスルホカルブを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和

23年法律第82号) 第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御議論いただきました資料6が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、プロスルホカルブの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思えます。

次に、議題(3)の農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときにその内容を事務局から分科会に報告することとしておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、今回諮問する農薬について御説明いたします。資料7-3を用いて説明いたします。

こちらの表に記載のあります一番上の記載の成分、アシノナピル、こちらは変更の申請、以下、オキサジアゾンからフルベンジアミドまでの7成分が再評価の成分になっております。

諮問の経緯、審議農薬の概要については、農薬ごとに次のページ以降に取りまとめています。

議題(3)の説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けて、これから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御見解は部会の中でいただくとして、事務局より説明のあった事項について、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問、御意見等ないようですので、諮問を受けたこれらの農薬につきましては、関係する部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の農薬分科会に御報告いただくこととなりますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題(4)の農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定め

る場合を定める省令の一部改正について（報告）に入ります。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○河合課長補佐 農薬企画班担当の課長補佐をしております河合と申します。

資料８に沿いまして、農薬取締法第４条第１項第１１号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部改正について御報告いたします。

本件につきましては、本年２月の第５０回農薬分科会において御議論いただきました残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、POPs条約の国内担保措置として、クロルピリホスを有効成分として含有する農薬を販売禁止として指定するものでございます。

２月の分科会の後、本省令の一部を改正する省令について所要の進め方を進めてまいりました。パブリックコメントを実施いたしましたところですが、御意見は寄せられませんでした。このことも踏まえ、去る７月１日付けで本省令を改正し、こちらの新旧対照表に示しておりますとおり、別表第２にクロルピリホスを追加いたしております。これによりクロルピリホスを有効成分として含有する農薬は、我が国において販売も使用もできないこととなりました。

２月の分科会でも申し上げましたとおり、我が国で登録のあったクロルピリホスを有効成分として含有する農薬については、既に全て登録が失効しております。農薬メーカーも既に自主回収を進めていますが、農林水産省としても引き続き該当農薬メーカーや流通事業者等に対し、本件の周知をしっかりと行いまして、販売・使用が禁止となった農薬が誤って販売や使用されることのないよう指導を徹底してまいり所存でございます。

本件につきましては御説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御報告のございました件について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

木幡委員、お願いします。

○木幡臨時委員 全国農薬協同組合という団体に所属しておりまして、流通の立場で出席をさせていただいております。

当農薬につきまして、本年１月に販売中止・使用中止になると、その旨の御連絡をいただきまして、農水省さんの御指導をいただきながら、小売店さん、農協さん、ホームセンターさん、農家さんの流通在庫を自主回収するお手伝いをさせていただいたところでございます。

更に、７月１日に省令が施行される旨、組合員、全国に１８８社ございますが、ここに通達を出し、使用禁止の旨、販売禁止の旨、再度連絡をさせていただいて、徹底させていただいてい

るところでございます。流通在庫はほぼないと確認をしているところでございます。

以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

省令の改正は7月1日付けで公布・施行されているとのことですので、省令の内容に従った対応を皆様よろしく願いいたします。

次は、議題（5）の農薬取締法施行規則の一部改正について（報告）に入ります。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○河合課長補佐 それでは、資料9に沿いまして、農薬取締法施行規則の一部改正について御報告いたします。

農薬取締法施行規則では、農薬のラベルに表示される農薬ごと、また、農薬の有効成分ごとの使用回数に関する規定がございますが、このうちの新旧対照表に示しておりますとおり、「農薬を使用することができる総回数」という表現、こちらを「農薬を当該農作物等に使用することができる総回数」という表現に改めることとし、現在所要の進めさせていただいております。

こちらについては、特段、これまでの農薬の登録審査や現場での適正使用指導を変えるものではなく、従来の運用を明確化するものでございます。

では、なぜこのような改正を行うかと申しますと、従来は農薬を散布する際には、ほ場全面への散布を行うことが一般的でございましたが、近年、ドローンをはじめとする無人航空機等を利活用した農薬散布が普及しつつあります。このような中、ほ場全面ではなく、病徴等が確認されたほ場の一部分に限定した散布、いわゆるスポット散布の技術が出てきておりまして、こうしたことを踏まえ、ほ場ごとではなく、ほ場内の散布した場所ごとに農薬の使用回数をカウント可能であることの明確化を求める提案が国家戦略特区制度に係る自治体から出されております。従来、ほ場内の散布した場所ごと、すなわち最小単位で見れば、農作物等ごとに農薬の使用回数が管理可能なのであれば、その単位でカウントすることは可能としておりましたけれども、このような提案も受け、今般、農薬取締法施行規則において、従来の運用を明確化するものでございます。

本件省令改正につきましても、現在所要の進めておりまして、それが済み次第、省令を改正し、その周知を図ってまいらる所存でございます。

本件につきましての御説明は以上でございます。

○夏目分科会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御報告のございました件について、御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。 天野委員、お願いします。

○天野臨時委員 日植防の天野でございます。御説明ありがとうございます。

今、総使用回数の対象を当該農作物とすることで運用を明確化したという御説明をいただきました。念頭にあったのがドローン等でのスポット散布というようなお話でしたけれども、確認ですが、例えば使用の記録管理が明確にできれば、例えば畝単位の管理で使用は認めることとするということですか。例えばそれがハウス内であっても同じという理解でよろしいでしょうか。

○河合課長補佐 御質問ありがとうございます。

御理解のとおりでございます。ほ場内の散布した場所ごとの管理ができるということでございます。今おっしゃっていただいたような畝単位も含めまして、農薬の使用回数をその単位でカウントすることが可能と、これは従来からお問合せ等ございました際にはそのようにお答えをしております。この改正というのはそのことをより明確にするというものでございます。

○天野臨時委員 ありがとうございます。せっかくの新技术ですので、先ほどのドローンのスポット散布といったようなものが現地できちんと推進されていければよろしいかなというふうに考えます。

ただ、一方で、やはりそうはいつでも、ドリフトですとかそういったことによる残留基準値超過がこれまでも散見されてきた状況ですので、現場を指導する方々に向けては、今回のこの議事とは離れますけれども、使用回数のカウントとしては、管理ができればよいとはするけれども、残留基準値を担保するものではなくて、それはそれできちんと指導されるようにまたアナウンスをしていただけたらと思います。いわゆる現場が混乱しないようにということのお願いでございます。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

私は、この条文の改正前と改正後の文章を見ただけではよく分からない。何回も説明をいただいたところなんです。そうすると、一番大変なのは、現場の実際に使っている方がどれだ

けきちつと農薬をまいた場所を、範囲とかを管理して、それを記録に残しておくか、あるいは、ドリフトなどの問題とすると、隣り合ったところにまいたときと全然違うところにまいたときはかなり違うと思うので、そういうところの管理を説明するというか、指導するというか、そこはちょっと大変かなと思います。特にそうすると都道府県単位の指導をされている方ですかね、そういう方に注意を払っていただきたいなというふうに感じました。

○岩田委員 1点よろしいですか。

○夏目分科会長 岩田委員。

○岩田委員 今回の改正のきっかけというのが、国家戦略特区の自治体からの要請というお話だったのですが、今回の要請自体の内容とすれば、今までの文章が分かりにくいと、より明確な形でやってほしいという要請に基づいて、このような対応をされたという理解でよろしいでしょうか。

○河合課長補佐 さようでございます。これまでもお問合せがあった際には、そのようなカウンターの仕方でもよいということはお答えしてきたのですが、まさに特区という制度の中で、よりそういう技術の活用を進めるという観点だと思いますが、そういうところを省令上でも明確にしてほしいというような御提案をいただいたところでございます。それに沿って、従来からの運用を省令上も明確にするという趣旨でございます。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。今後、必要な手続を進めていただくようお願いいたします。

以上で議事次第に載っている議題については終わりましたが、そのほかの議題として、先生方から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。進行を事務局にお返しいたします。

○宇井室長 本日は、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様方に御確認いただきました後、公開とさせていただきます。

事務局による審議会の運営等を含めまして、先生方から何か御不明な点等ございますでしょ

うか。

そうしましたら、以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会といたします。
本日は誠にありがとうございました。

午後２時２５分 閉会